

第4章 対象物質等

4.1 P R T R法と環境条例との関係

環境法の規定は原則として全国一律に適用される一律基準であるが、地域住民を環境汚染から守り、その福祉の向上を図るために、地方公共団体が地理的条件や社会的・文化的な諸条件を考慮して条例を制定し、法律の一律基準より厳しい上乘せ基準や規制対象項目を増やす等の規制措置が講じられている場合がある。

例えば、東京都は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」を制定し、化学物質の適正管理に関する条項を定めている。

また、埼玉県は、「埼玉県生活環境確保条例（特定化学物質の適正管理）」を制定し、特定化学物質の適正管理に関する条項を定めている。

両者の条例とも、P R T R法の対応とあわせて、条例への対応を義務付けている。

他道府県においても化学物質に関する独自の条例がある場合があるので、P R T R法の対応と共に環境条例の有無を確認して、その対応を行うことが必要である。

都道府県の環境条例の例として、P R T R法、東京都の条例、埼玉県の条例の概要を表4.1に、各々の条例で独自に規定している化学物質名を表4.2、表4.3に示す。

表4.1 届出対象事業者及び届出内容（概要）

項目	関係法令	P R T R法	東京都条例	埼玉県条例
対象業種		23業種	都内の工場・指定事業場	PRTR法と同じ
事業者の規模		従業員21人以上 (会社全体)	全ての規模	PRTR法と同じ
以下のチェックは事業所単位で行う				
対象物質		第一種指定化学物質： 354物質（内、特定第一種指定化学物質12物質）	適正管理化学物質： 58物質（内、P R T R対象外16物質）	特定化学物質：499物質 （P R T R法の第一種指定化学物質354物質、第二種指定化学物質81物質及び条例指定の化学物質64物質）
製品、材料等への対象物質の含有量		第一種指定化学物質： 1質量%以上 特定第一種指定化学物質： 0.1質量%以上	MSDSで成分確認した量	特定化学物質： 1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）
年間取扱量		第一種指定化学物質： 1t以上/年 特定第一種指定化学物質： 0.5t以上/年	適正管理化学物質： 100kg以上/年	特定化学物質： 500kg以上/年
届出対象事業者の呼称		届出対象事業者 (届出は事業所ごと)	適正管理化学物質取扱事業者 (届出は事業所ごと)	特定化学物質取扱事業者 (届出は事業所ごと)
届出内容 (前年度の実績を4月1日から6月30日の間に届出る)		「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」で、第一種指定化学物質ごとの排出量、移動量	「適正管理化学物質使用量等報告書」で、適正管理化学物質ごとの使用量、製造量、製品としての出荷量、排出量及び移動量	「特定化学物質取扱量報告書」で、特定化学物質ごとの取扱量（使用量、製造量、取り扱う量）
その他 (上欄報告書提出後に対応)			事業所の従業員（正社員）が21人以上の場合、「化学物質管理方法書」を作成し、早めに提出する。その後、内容が変更された場合にはその都度提出する。	「環境負荷低減主任者」及び「特定化学物質等適正管理手順書作成(変更)報告書」を9月30日までに提出する。その後、内容が変更された場合にはその都度提出する。

表 4.2 東京都条例による化学物質

No.	物質名	参考:PRTR法 (第一種指定化合物)
1	アクロレイン	8
2	アセトン	対象外
3	イソアミルアルコール	対象外
4	イソプロピルアルコール	対象外
5	エチレン	対象外
6	塩化スルホン酸	対象外
7	塩化ビニールモノマー	77
8	塩酸	対象外
9	塩素	対象外
10	カドミウム及びその化合物	60
11	キシレン	63
12	クロム及び三価クロム化合物	68
13	六価クロム化合物	69
14	クロルピクリン	214
15	クロホルム	95
16	酢酸エチル	対象外
17	酢酸ブチル	対象外
18	酢酸メチル	対象外
19	酸化エチレン	42
20	シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除くシアン化合物)	108
21	四塩化炭素	112
22	1, 2-ジクロロエタン	116
23	1, 1-ジクロロエチレン	117
24	シス-1, 2-ジクロロエチレン	118
25	1, 3-ジクロロプロペン	137
26	ジクロロメタン	145
27	シマジン	90
28	臭素化合物(臭化メチルに限る)	288
29	硝酸	対象外
30	水銀及びその化合物	175
31	ステレン	177
32	セレン及びその化合物	178
33	チウラム	204
34	チオベンカルブ	110
35	テトラクロロエチレン	200
36	1, 1, 1-トリクロロエタン	209
37	1, 1, 2-トリクロロエタン	210
38	トリクロロエチレン	211
39	トルエン	227
40	鉛及びその化合物	230
41	ニッケル	231
42	ニッケル化合物	232
43	二硫化炭素	241
44	砒素及びその化合物	252
45	PCB	306
46	ピリジン	259
47	フェノール	266
48	ふっ化水素及びその水溶性塩	283
49	ヘキサン	対象外
50	ベンゼン	299
51	ホルムアルデヒド	310
52	マンガン及びその化合物	311
53	メタノール	対象外
54	メチルイソブチルケトン	対象外
55	メチルエチルケトン	対象外
56	有機燐化合物(EPNIに限る。)	37
57	硫酸	対象外
58	ほう素及びその化合物 (注:適用は平成15年4月1日から。 平成15年4月1日~平成16年3月31日の取扱量が 100kg以上になった場合に、平成16年4月~6月末に ご報告ください)	304

PRTR対象外 16物質

東京都ホームページより抜粋
なお、No は都条例番号を示す。

表 4.3 埼玉県条例による化学物質

号 番号	特定化学物質のうち 規則で定める物質	別名	CAS-No.	対応化学物質分類名称	
1	アルミニウム(粉状のものに限る)		7429-90-5	第一分類(無機化合物及び有機金属化合物)	
2	アンモニア(アンモニア水を含む)		1336-21-6		
7	塩化水素(塩酸を含む)		7647-01-0		
8	塩素		7782-50-5		
10	黄燐		7723-14-0		
14	クロルスルホン酸		7790-94-5		
18	五塩化リン		1314-56-3		
19	三塩化リン		7719-12-2		
24	臭素		7726-95-6		
25	硝酸		7697-37-2		
26	タルク(アスベスト様繊維を含む物に限る)		14807-96-6		
30	二酸化硫黄(燃焼生成物を除く。)	液化亜硫酸ガス	7446-09-5		
43	フッ化ケイ素	四フッ化ケイ素	7783-61-1		
44	フッ素		7782-41-4		
52	マグネシウム		7439-95-4		
60	硫化水素		7783-06-4		
61	硫酸(三酸化硫黄を含む)		7664-93-9		
63	リン化水素(別名ホスフィン)		7803-51-2		
64	ロックウール				
3	イソオクタン		540-84-1		第二分類(鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物)
15	クロロブレン		126-99-8		
31	二臭化エチレン		590-11-4,590-12-5		
45	n-ヘキサン		110-54-3		
59	ヨウ化メチル		74-88-4		
16	クロロメチルメチルエーテル		107-30-2		
20	ジエタノールアミン		111-42-2		
27	トリエチルアミン		121-44-8		
32	N-ニトロソジ-n-ブチルアミン		924-16-3		
54	メタノール		67-56-1		
55	メチルイソブチルケトン		108-10-1		
56	メチルエチルケトン(別名MEK)		78-93-3		
57	メチル-t-ブチルエーテル		1634-04-4		
11	カルバミン酸エチル	ウレタン	51-79-6	第五分類(その他の鎖状炭化水素化合物)	
21	ジエチルサルフェート	硫酸ジエチル	64-67-5		
53	メソミル		16752-77-5		
62	硫酸ジメチル		77-78-1		
4	イソプロピルベンゼン		98-82-8	第六分類(単環炭化水素及びハロゲン化単環炭化水素化合物)	
22	2,4-ジクロロフェノール		120-83-2		
28	1,2,4-トリクロロベンゼン		120-82-1		
23	N,N-ジメチルアニリン		121-69-7	第七分類(アミン系、ニトロ系及びアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物)	
33	4-ニトロトルエン	p-ニトロトルエン	99-99-0		
41	4-n-ブチルフェノール		1638-22-8	第八分類(アルコール、エーテル、アルデヒド及びケトンの構造を有する単環炭化水素化合物)	
42	4-t-ブチルフェノール	p-t-ブチルフェノール	98-54-4		
46	4-n-ヘキシルフェノール		2446-69-7		
47	4-n-ヘプチルフェノール		1987-50-4		
50	4-n-ペンチルフェノール		14938-35-3		
5	イソホロン		78-59-1		第九分類(カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系、シアン酸系及びそれら誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物並びに脂環式単環炭化水素化合物)
6	エスフェンバレレート		66230-04-4		
34	フタル酸ジエチル		84-66-2		
35	フタル酸ジシクロヘキシル		84-61-7		
36	フタル酸ジプロピル		131-16-8		
37	フタル酸ジヘキシル		84-75-3		
38	フタル酸ジベンチル		131-18-0		
39	フタル酸ジメチル		131-11-3		
40	o-フタロジニトリル		91-15-6		
48	p-ベンゾキノ		106-51-4		
9	オーラミン		2465-27-2	第十分類(その他の単環炭化水素化合物)	
17	コールタールピッチ		65996-93-2		
29	ナフタレン		91-20-3		
49	ベンゾフェノン		119-61-9		
51	ポリ臭化ビフェニール類		67774-32-7等		
13	キャプタン		133-06-2	第十二分類(三から五原子環の複素環化合物)	
12	キノリン		91-22-5	第十三分類(その他の複素環化合物)	
58	メトリブジン		21087-64-9		

埼玉県ホームページより抜粋